（１３）令和８年度敬老事業交付金について

敬老事業を実施する自治会に対して、交付金を交付します。
申請や実績報告等の事務手続の負担軽減を図るため、今年度から実施方法を変更します。
対象となる事業の内容や交付金額に変更はありません。

１　敬老事業交付金の概要

該　当　者	令和８年４月１日現在で満77歳以上の方で伯耆町内に住所を有する方	
対象事業	敬老会開催事業	記念品配布事業
事業内容	各地区公民館等で敬老会該当者を主とした敬老会を開催する事業	敬老会該当者に対して記念品の配布のみを行う事業
対象経費	入場料、入浴料、会場借上料、材料費、食糧費、アトラクション等に要する経費、記念品等に要する経費	記念品代、記念品等の購入に要する経費
交付金額	該当者１人当たり　3,500円	該当者１人当たり　2,000円

２　交付金の交付の流れ

①　実施意向調査票の提出	実施意向について、５月２５日（月）までに調査票を提出してください。
②　交付金の交付	６月中に各自治会の口座に振込みします。
③　事業の実施	事業は可能な限り老人週間前後（９月15日～21日）に実施をお願いします。
④　事業実施報告書の提出	敬老会開催事業を実施された自治会のみ実施報告書を提出していただきます。 ※敬老会開催事業の予定で交付金の交付を受けた自治会が事業を実施される段階で記念品配布事業に変更された場合は、差額を返金していただきます。

※詳細については、本日配布しております案内文書をご確認ください。

【問い合わせ先】
健康対策課　高齢者支援室　担当：勝部
電話：６８－５５３５　FAX：６８－３８６６
Mail：katsubeh@houki-town.jp